予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百八十五号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、並びに予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三十二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条を第三十六条とする。

第三十三条第一項中「第二十八条」を「第五十二条」に改め、同条第二項中「第二十八条本文」を「第五十二条本文」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十二条第一項中「第二十七条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同項第一号中「第二十五条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同項第二号中「第二十六条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第二項中「第二十七条第二項」を「第五十一条第二項」に、「第二十五条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十一条第一項中「第二十六条第一項」を「第五十条第一項」に、「第二十五条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第二項中「第二十六条第二項」を「第五十条第二項」に改め、同項第一号中「第二十五条第一項」を「第四十九条第一項」に、「第二十八条」を「第五十二条」に改め、同項第二号中「第二十五条第二項」を「第四十九条第二項」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十条の次に次の二条を加える。

（手数料の額等）

第三十一条　法第三十二条第一項の規定により匿名予防接種等関連情報利用者（法第二十五条に規定する匿名予防接種等関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名予防接種等関連情報（法第二十四条第一項に規定する匿名予防接種等関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに五千九百円とする。

2　前項の手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、法第三十二条第一項の規定により支払基金等（法第三十一条に規定する支払基金等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

（手数料の免除）

第三十二条　法第三十二条第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一　都道府県その他の法第二十四条第一項第一号に掲げる者

二　法第二十四条第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、前号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。第四号及び第六号において同じ。）を受けた者

三　法第二十四条第一項第二号に掲げる者のうち、同号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金（第五号において「補助金等」という。）を充てて行うものに限る。）を行う者

四　法第二十四条第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

五　法第二十四条第一項第三号に掲げる者のうち、同号に定める業務（補助金等を充てて行うものに限る。）を行う者

六　法第二十四条第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

七　前各号に掲げる者のみにより構成されている団体

2　厚生労働大臣は、匿名予防接種等関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第三十二条第一項の手数料を免除する。

3　前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名予防接種等関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第三十一条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が法第二十四条第一項の規定による匿名予防接種等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、支払基金等）に提出しなければならない。

附　則

この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第七条の規定を除く。）の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗